

鹿追町青少年人材育成研修事業取扱要領

1、趣 旨

この要領は、鹿追町青少年人材育成事業要綱及び福原治平青少年育成事業要綱により、青年の研修事業への派遣についてその取扱いを定めるものである。

2、資 格

- 1) 高校生以上で 40 才以下の在住 2 年以上の方を対象とし積極的に町内活動を行っている町民とする。
但し、町外出身であっても鹿追高校生は有資格者とする。
- 2) 生徒にあつては、学校長の推薦、保護者の同意がある者とする。
- 3) 青年で未成年者は保護者の同意がある者とする。
- 4) 一度研修事業を受けた者は、以降 10 年間は資格を失うものとする。
- 5) 研修後も在住し活動ができる者とする。
- 6) 職場研修とみなされるものは除く。
- 7) その他町長が特に認めた者。

3、研 修

- 1) 研修先は国内外を問わず、人材育成（町づくり、生涯学習等）の観点から幅広い研修内容とする
- 2) 研修成果
 - ① 生徒にあつては、自立心の養成、学業の向上及び見聞知識の習得、各種体験により資質向上に役立つ内容であることとする。
 - ② 青年にあつては、その成果を積極的に生かし、町づくり並びに地域活動等に生かすことができるものとする。

4、申 請

希望する者は、研修実施日の 14 日前までに、申請書を鹿追町教育委員会社会教育課へ提出する。

5、選考・決定

- 1) 研修者については、社会教育委員会で選考し、町長が決定する。
- 2) 決定後、研修者として不適格と認められた場合、その決定を取り消すことがある。

6、助 成

- 1) 町の予算の範囲内において助成率 50%以内で助成することができる。ただし、一事業につき一個人 15 万円（一団体 20 万円）を最高限度額とする。
※町長が特に認めた場合の助成額は、この限りではない。
- 2) 研修決算により助成金の返還もあり得る。
- 3) 対象経費
 - ・旅費 ・研修 ・視察 ・交流等の経費 ・宿泊
 - ・その他研修に必要とする経費
- 4) 対象外経費
 - ・事前、事後に関わる経費 ・小遣い ・食費(宿泊に関する経費は除く)
 - ・その他個人に関わる経費 ・病気、傷害の治療費 ・職場研修とみなされるもの
 - ・その他研修目的に添わない経費

7、報告の義務

- 1) 研修後、30日以内に実績報告書と研修レポートを提出すること。
- 2) 研修者は、定例社会教育委員会において研修内容の報告を行う。

附 則

この要領は平成3年度から適用する。

この要領は平成12年4月1日から一部改正して適用する。

この要領は平成13年4月1日から一部改正して適用する。

この要領は平成14年4月1日から一部改正して適用する。

この要領は平成16年4月1日から一部改正して適用する。

この要領は平成17年4月1日から一部改正して適用する。

この要領は令和4年2月1日から一部改正して適用する。

この要領は令和7年4月1日から一部改正して適用する。